

災害応急対策（防災拠点） 検討部会

3分野（救助、物資、医療）の受入

令和6年11月12日
奈良県防災統括室

3分野（救助、物資、医療）の受入に関する検討項目

- ① 広域防災拠点等受入の考え方
 - ・ 中核拠点の特性を踏まえた活用方針
 - ・ 中核拠点の活用方針を踏まえた3分野の受入方針
- ② 応援部隊の受入
 - ・ 拠点選定(地震、風水害)
 - ・ タイムライン
- ③ 支援物資の受入
 - ・ 支援物資(プッシュ型支援)のフロー
 - ・ タイムライン
- ④ DMATの受入
 - ・ 活動フロー
 - ・ タイムライン
- ⑤ 今後の検討課題について
 - ・ 北部・南部中核拠点における受入部隊の調整スペースについて
 - ・ 航空管制について

① 広域防災拠点等受入の考え方

- 北部・南部中核拠点は全ての災害において相互に連携・補完し、県の中心的な役割を担う拠点として活用する。
- 中核拠点には、状況に応じて災害現場の情報共有及び活動調整等をおこなう合同調整所※を設置する。

■ 中核拠点の特性を踏まえた活用方針

- 北部中核拠点(県立榎原公苑、県立医大新キャンパス、榎原運動公園)

(特 性) ・ 人口が多く、大規模被災が想定される県北部に立地している。

- ・ 各広域防災拠点への応援部隊等の展開がしやすい。

(活用方針) ・ 奈良盆地東縁断層帯地震では**南部中核拠点と連携して中心的に活用**。
南海トラフ地震では南部中核拠点を補完して活用する方針とする。

- ・ **県北部の風水害については中心的に活用**し、県南部の風水害については南部中核拠点を補完して活用する方針とする

□ 県立榎原公苑を中心とした3施設の一体活用方針

<応援部隊の受入れ>

- ・ 施設の被災状況等を踏まえ「県立榎原公苑、県立医大新キャンパス、榎原運動公園」の順で活用

<支援物資の受入れ>

- ・ 県立榎原公苑と県立医大新キャンパスで品目を分けて受入

<DMATの受入れ>

- ・ 榎原運動公園（硬式野球場）を航空搬送拠点として活用

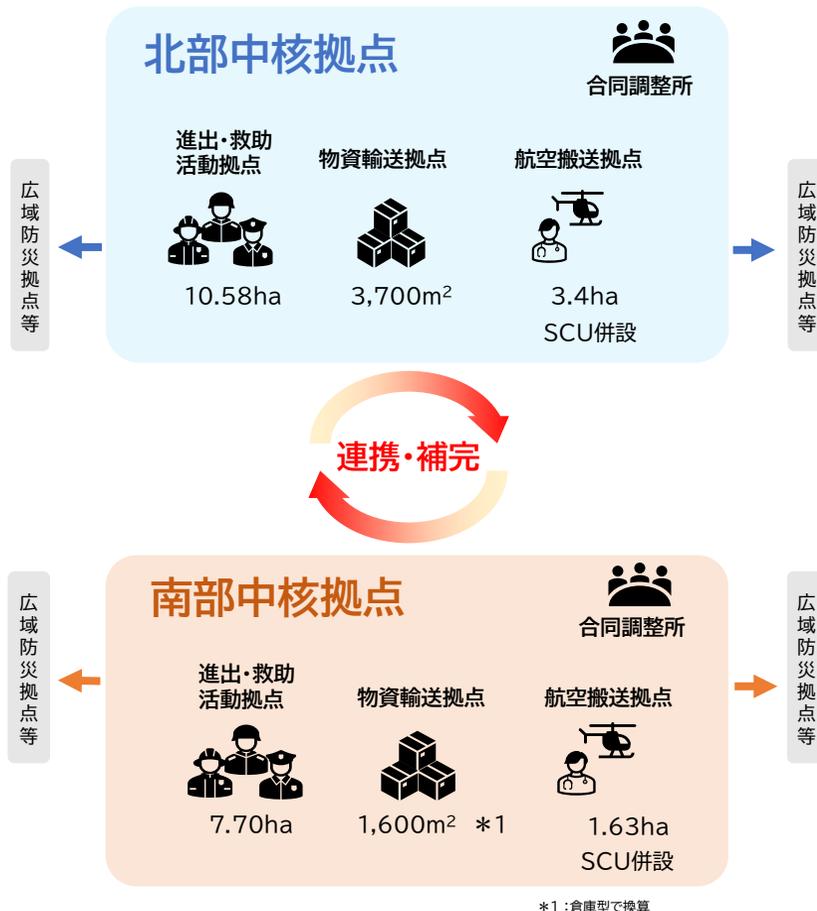
- 南部中核拠点(五條県有地)

(特 性) ・ 道路被災等による孤立集落の発生可能性が高い南部地域に立地している。

- ・ 防災拠点として整備を行うため、発災直後から広域防災拠点として活用可能である。

(活用方針) ・ **全ての地震において中心的に活用**する方針とする。

- ・ **県南部の風水害については中心的に活用**し、県北部の風水害については北部中核拠点を補完して活用する方針とする。



*1:倉庫型で換算

※ 消防・警察・自衛隊・DMAT等の関係機関間における情報共有及び活動調整等をおこなうための拠点。

① 広域防災拠点等受入の考え方

■ 中核拠点の活用方針を踏まえた3分野の受入方針

○ 応援部隊の受入(進出・救助活動拠点)

- ・ 「奈良盆地東縁断層帯地震」は北部・南部中核拠点を中心に全ての拠点を活用。
- ・ 「南海トラフ地震」は南部中核拠点を中心に北部中核拠点は補完して活用。
- ・ 「県北部の風水害」には北部中核拠点、「県南部の風水害」には南部中核拠点を活用し、他方で補完。

区分	地震		風水害※3	
	奈良盆地東縁断層帯地震	南海トラフ地震	北部	南部
北部中核拠点	○	○ (補完)	○	○ (補完)
南部中核拠点	○	○	○ (補完)	○
広域防災拠点等 (北部) ※1	○	△	△	△
広域防災拠点等 (南部) ※2	○	△	△	△

○：活用
△：状況に応じて活用

○ 支援物資の受入(物資輸送拠点)

- ・ 「奈良盆地東縁断層帯地震」は北部中核拠点、南部中核拠点、宇陀市立体育館を活用。
- ・ 「南海トラフ地震」は北部・南部中核拠点を活用。
- ・ 「県北部の風水害」には北部中核拠点、「県南部の風水害」には南部中核拠点を活用し、他方で補完。

区分	地震		風水害※3	
	奈良盆地東縁断層帯地震	南海トラフ地震	北部	南部
北部中核拠点	○	○	○	○ (補完)
南部中核拠点	○	○	○ (補完)	○
宇陀市総合体育館	○	△	△	△

○：活用
△：状況に応じて活用

○ DMATの受入(航空搬送拠点・SCU設置可能拠点)

- ・ 「奈良盆地東縁断層帯地震」は北部中核拠点、南部中核拠点、県営競輪場を活用。
- ・ 「南海トラフ地震」は南部中核拠点を中心に北部中核拠点は補完して活用。
- ・ 「県北部の風水害」には北部中核拠点、「県南部の風水害」には南部中核拠点を活用し、他方で補完。

区分	地震		風水害※3	
	奈良盆地東縁断層帯地震	南海トラフ地震	北部	南部
北部中核拠点	○	○ (補完)	○	○ (補完)
南部中核拠点	○	○	○ (補完)	○
県営競輪場	○	△	△	△

○：活用
△：状況に応じて活用

※1 北部の広域防災拠点等は「県営競輪場」「第二浄化センター」「消防学校」「都祁生涯スポーツセンター」「宇陀市総合体育館」「道の駅クロスウェイなかまち」「馬見丘陵公園」。
 ※2 南部の広域防災拠点等は「吉野川浄化センター」「昴の郷」「下北山スポーツ公園」。
 ※3 風水害については北部(大和川水系、淀川水系)、南部(紀の川水系、新宮川水系)の地域分けを想定。

② 応援部隊の受入（進出・救助活動拠点）

■ 拠点選定（地震を想定した活用拠点）

<奈良盆地東縁断層帯地震に対する活用拠点>



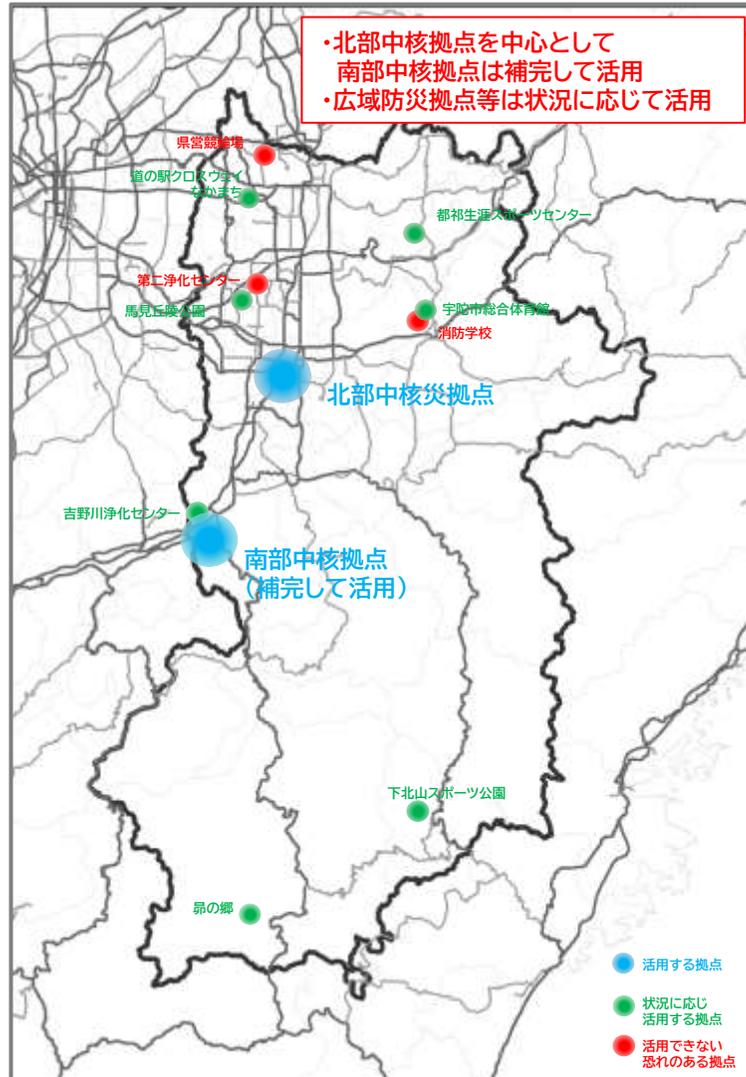
<南海トラフ地震に対する活用拠点>



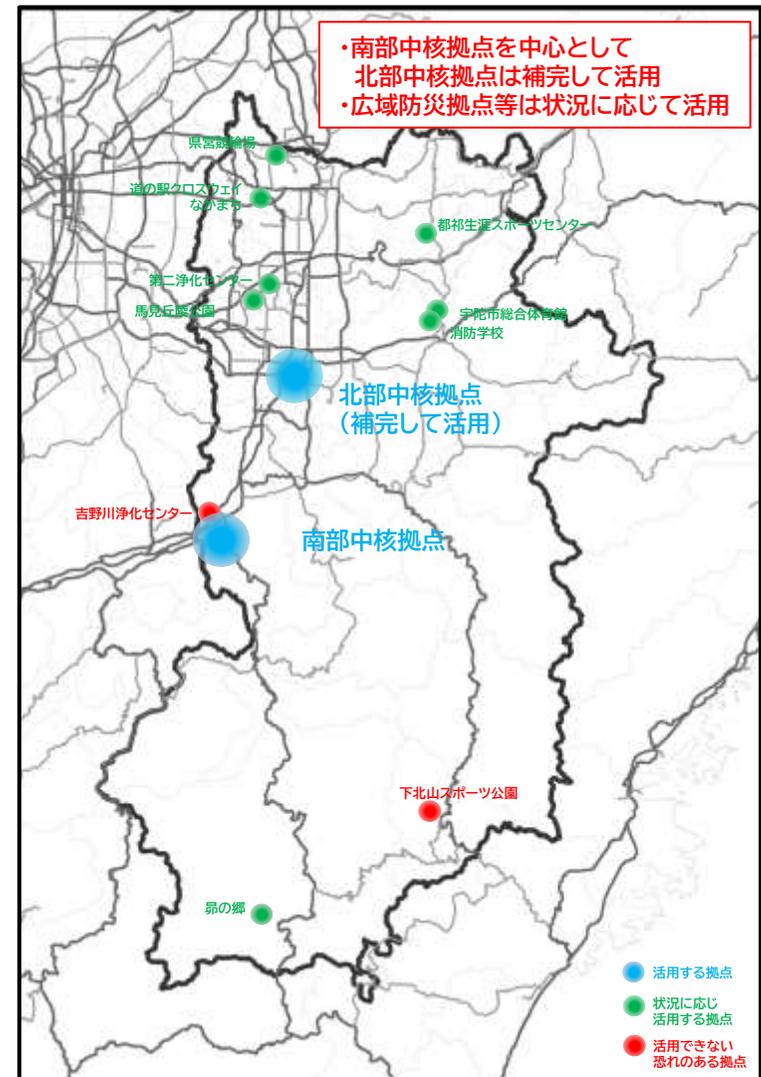
② 応援部隊の受入（進出・救助活動拠点）

■ 拠点選定（風水害を想定した活用拠点）

< 県北部風水害に対する活用拠点 >



< 県南部風水害に対する活用拠点 >

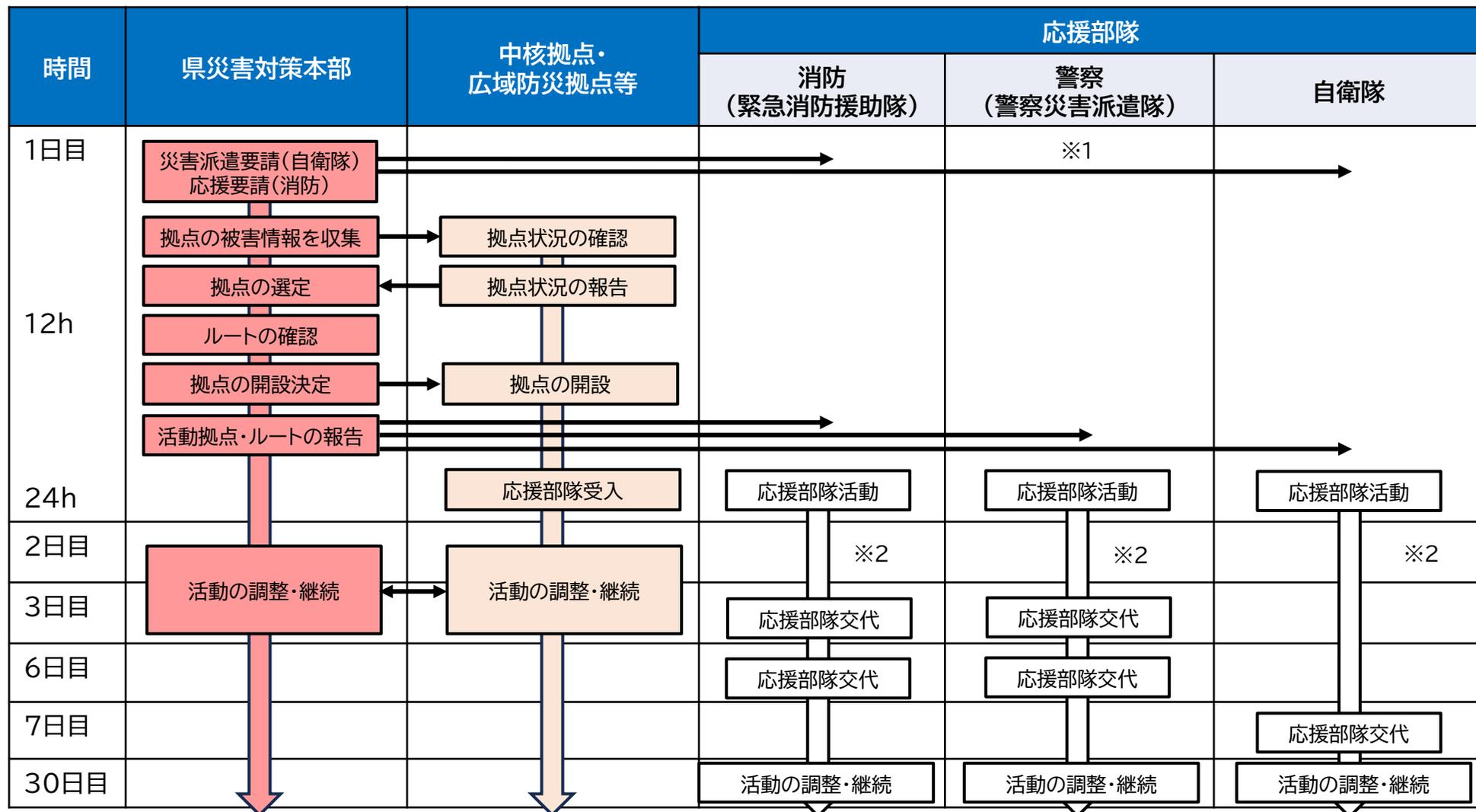


※ 風水害については北部（大和川水系、淀川水系）、南部（紀の川水系、新宮川水系）の地域分けを想定。

② 応援部隊の受入（進出・救助活動拠点）

■ タイムライン（実施時期のイメージ）

- 発災後、24時間以内に応援部隊が活動できるよう広域防災拠点等の選定・開設を進める。
- 応援部隊の受入後、中核拠点においては合同調整所を設置し、各応援部隊の活動調整を図る。

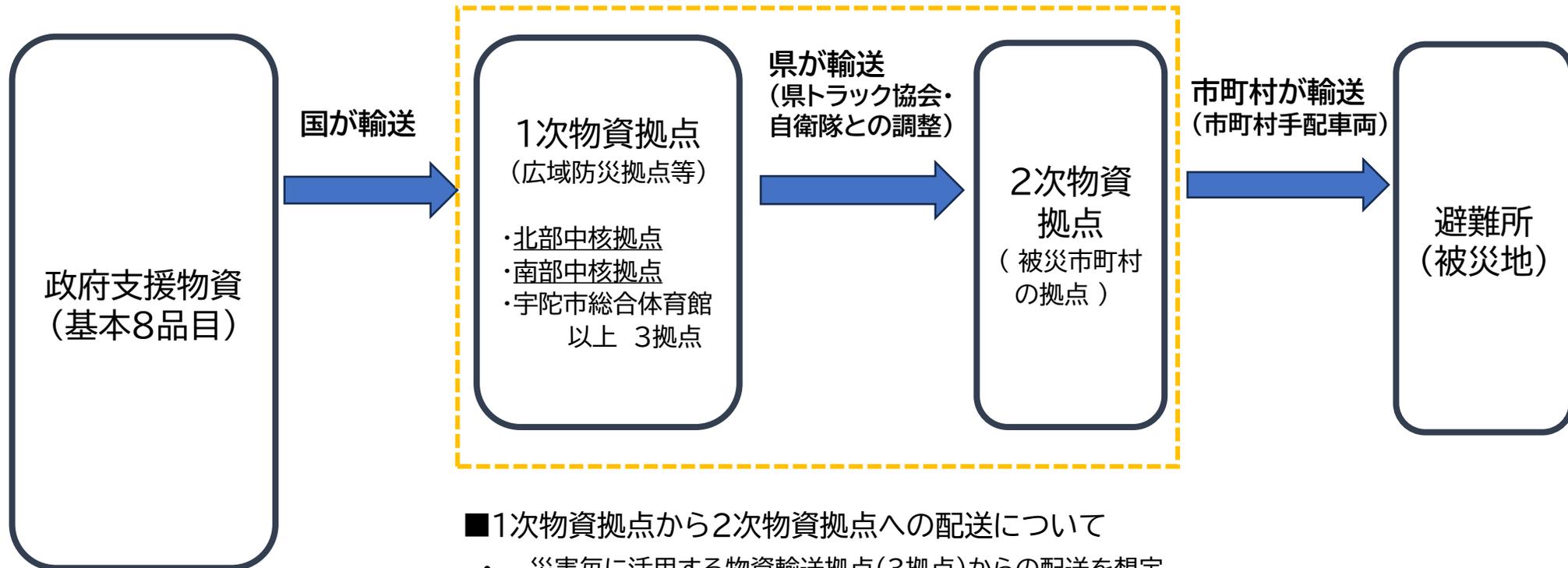


※1 警察の災害派遣要請は県公安委員会から実施される。 ※2 消防・警察は3日、自衛隊は1週間で部隊の交代が行われることを想定。

③ 支援物資の受入（物資輸送拠点）

■ 支援物資（プッシュ型支援）のフロー

- 政府支援物資は、1次物資拠点である県の広域防災拠点等に配送される。
- 1次物資拠点からは県トラック協会等により2次物資拠点である被災市町村の拠点到輸送し、避難所等へは市町村により配送される。



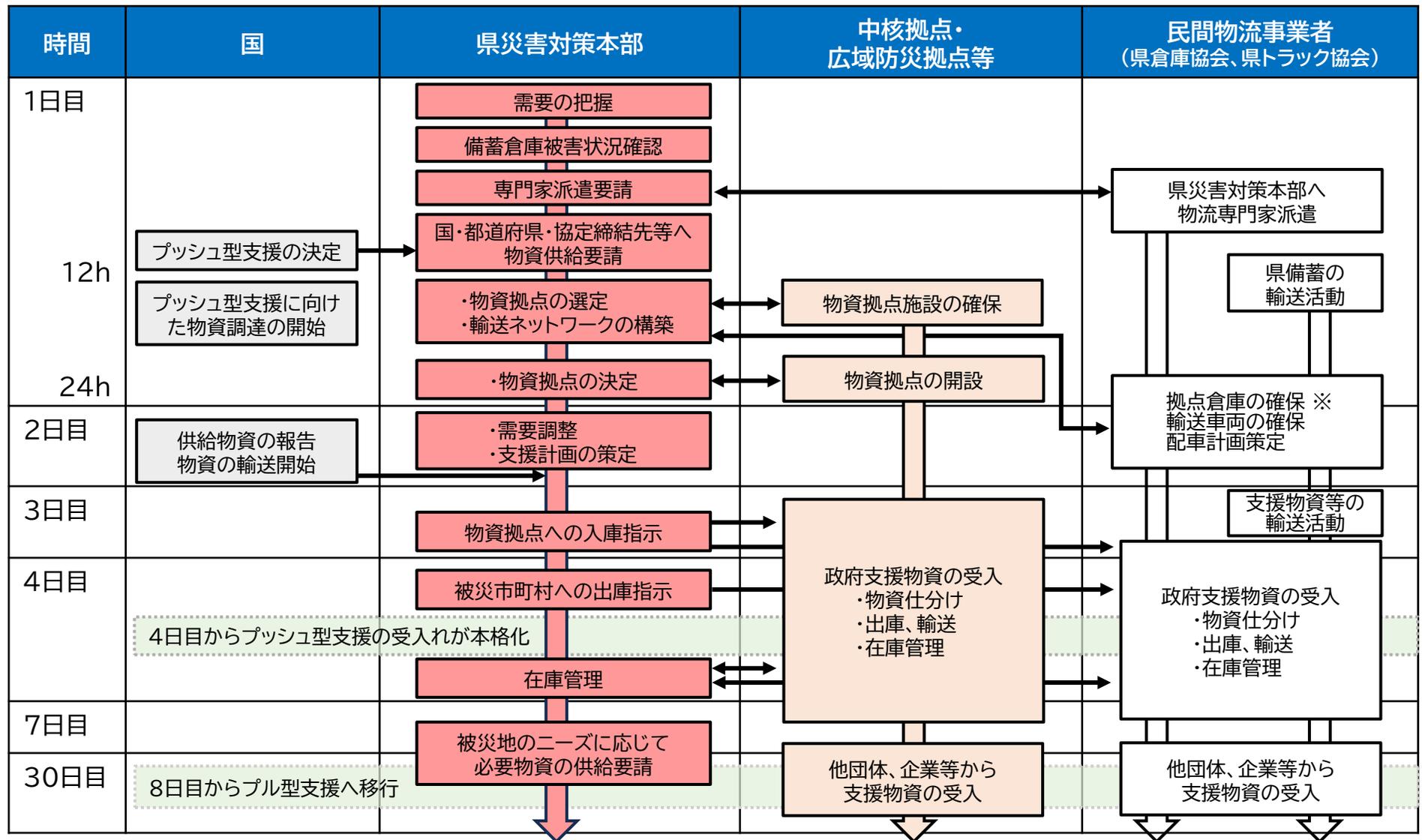
■ 1次物資拠点から2次物資拠点への配送について

- 災害毎に活用する物資輸送拠点(3拠点)からの配送を想定。
- 物資拠点から被災地までの距離や被災状況を考慮して、配送先市町村を決定。

③ 支援物資の受入（物資輸送拠点）

■タイムライン（実施時期のイメージ）

- 発災後、24時間以内に中核拠点・広域防災拠点等でのプッシュ型支援の受入準備を進める。
- 支援物資の受入は3日目を、被災市町村への出庫は4日目を目処に調整を進める。

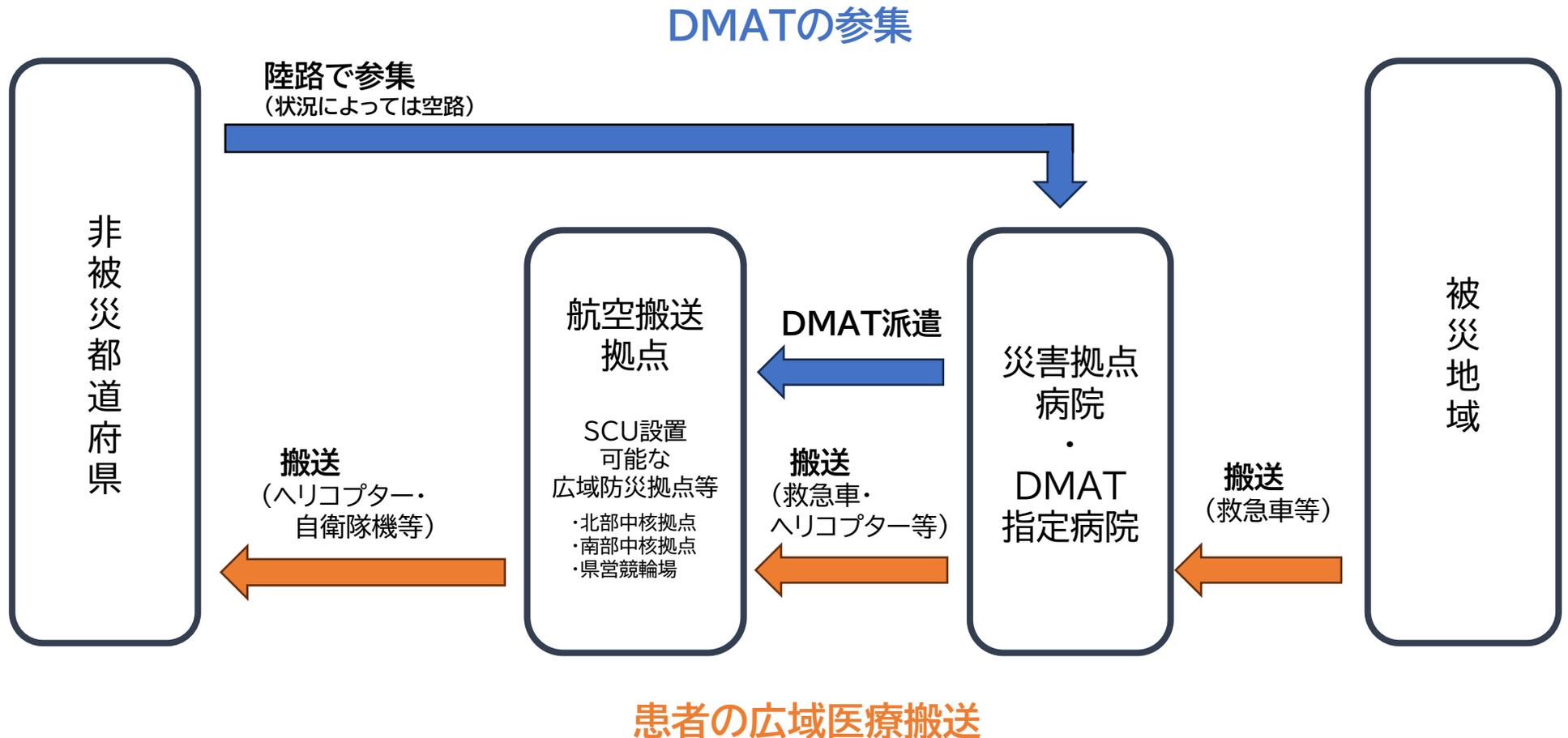


※ 民間倉庫については、空きスペースの確保など調整が付き次第、物資拠点として活用する。

④ DMATの受入（航空搬送拠点）

■活動フロー

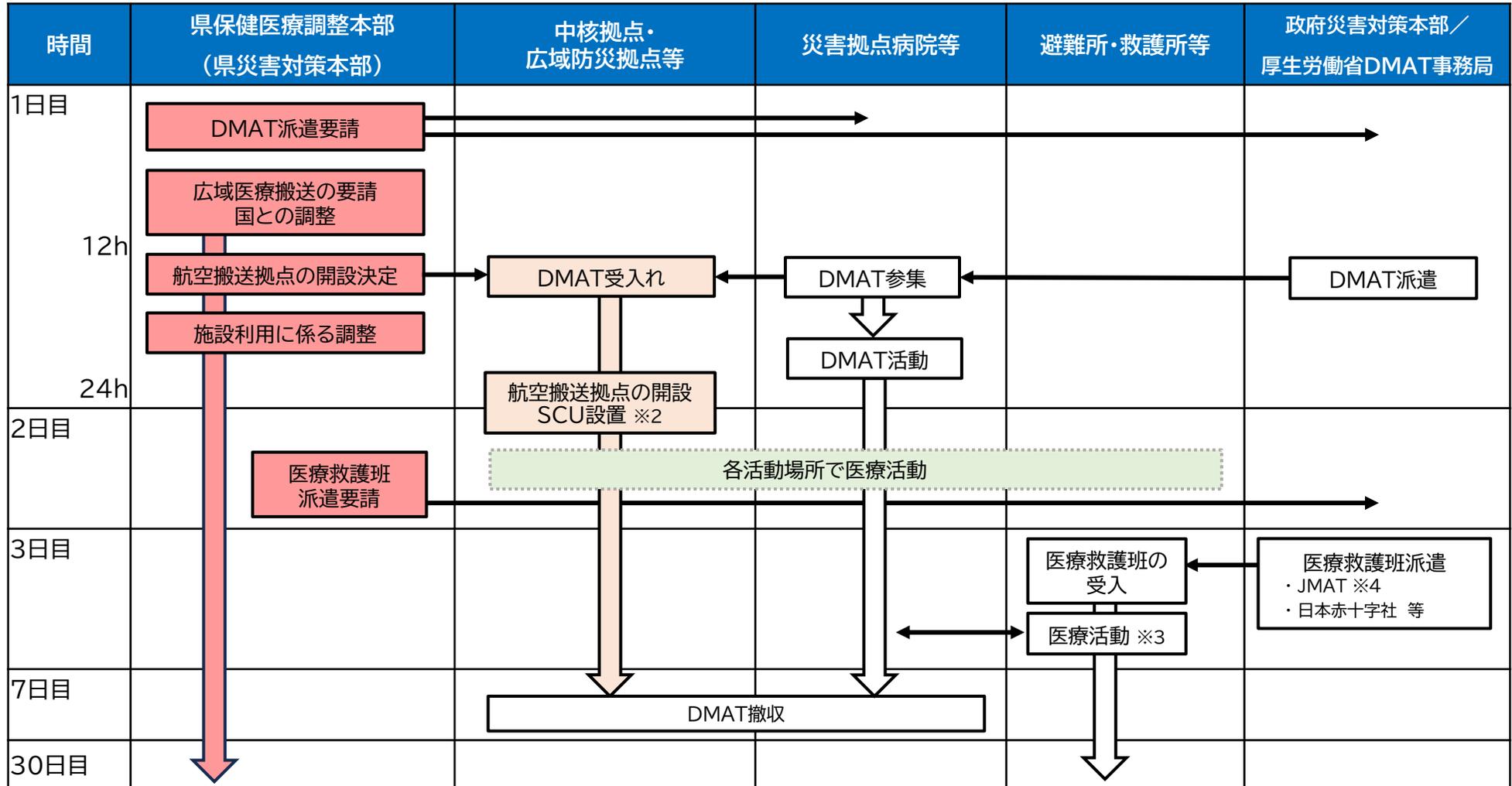
- DMATは非被災都道府県から、参集拠点となる災害拠点病院等を経由して、航空搬送拠点に参集。
- 広域医療搬送される患者は、被災地から災害拠点病院やDMAT指定病院に搬送され、トリアージを受けた後、航空搬送拠点を經由して非被災地に搬送される。



④ DMATの受入（航空搬送拠点）

■タイムライン（実施時期のイメージ）

○ 発災後、24時間以内にDMATの派遣を要請し、SCU※1設置の上、航空搬送拠点の開設を進める。



※1 ステージングケアユニット＝臨時医療施設。広域医療搬送の拠点として設置され、患者の症状を安定化するとともに、搬送時のトリアージを実施するための臨時的な医療施設。

※2 SCUは被害が大きい場合等、必要に応じて設置。

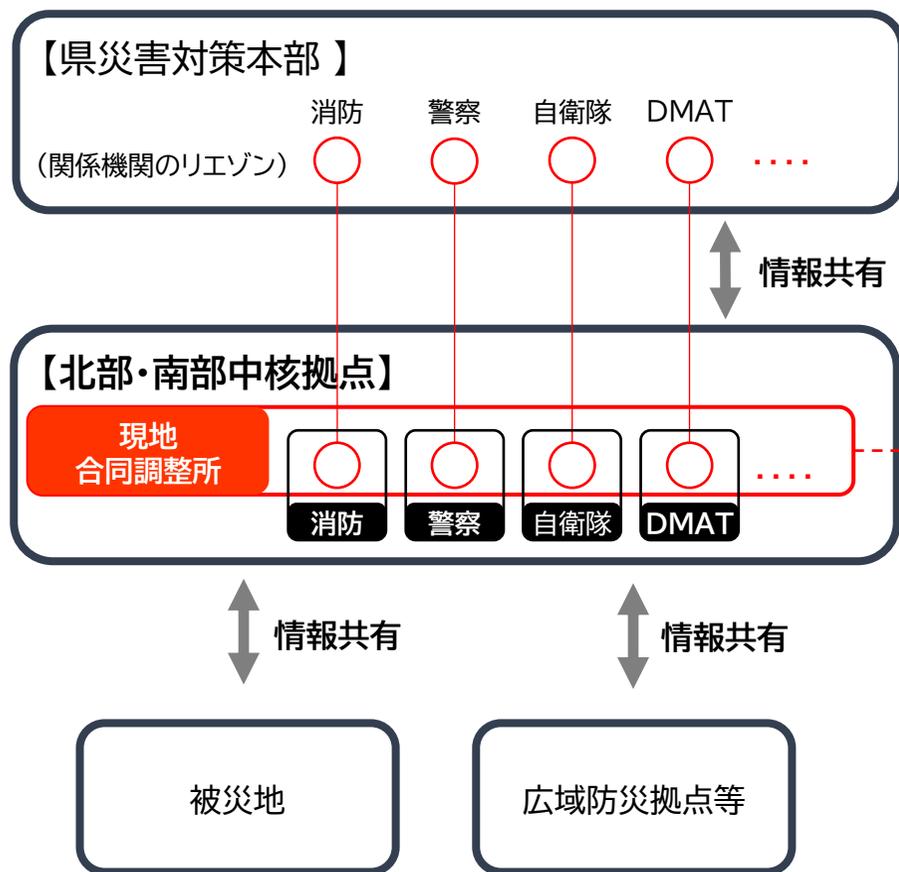
※3 DMATと連携し、引き続いて医療活動をおこなう。

※4 日本医師会が組織する災害医療チーム。

⑤ 今後の検討課題について

■ 北部・南部中核拠点における受入部隊の調整スペースについて

- 消防・警察・自衛隊の部隊が活動エリア、内容・手順等について情報共有及び活動調整を行うため、必要に応じ「合同調整所」を設置する。
- 北部中核拠点については施設に併設している会議室の活用を想定。
- 南部中核拠点については支援物資保管庫や格納庫等の活用を想定。



大規模地震・津波災害応急対策対処方針

(中央防災会議幹事会 令和5年5月23日)

災害現場で活動する消防、警察、自衛隊の部隊は、必要に応じて、**合同調整所**を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段、救難情報等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する国土交通省 TEC-FORCE 及び災害派遣医療チーム(DMAT等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。



現地での合同調整所のイメージ

出典：令和4年版 消防白書

⑤ 今後の検討課題について

■ 航空管制について

- 災害時、応急活動に従事する航空機を優先し、他の航空機(民間ヘリ)を制限する航空管制機能が必要
- 今後、航空機の運用について関係機関との調整を進め、災害時における飛行統制所の設置等、航空機の安全な離着陸について検討

□ 他府県の事例

項目	京都府の例 (京都府災害対策航空運用調整マニュアルH31.4)	徳島県の例 (徳島県航空運用調整班活動計画(案)H28.11)
主な内容	<p>【航空管制】</p> <p>いずれかの京都府ヘリベースに多数のヘリコプターが離着陸する場合、陸上自衛隊に野外管制部隊の派遣を要請し、航空用無線機及び管制レーダー等による飛行援助通信等の支援を受け、局地情報提供所を開設する。</p>	<p>【航空運用調整班の設置】</p> <p>県は、県内で大規模災害等が発生し、徳島県災害対策本部運営規程に基づく配備体制を施行した場合において、複数のヘリ等が災害対策活動に従事する必要があり、ヘリ等の安全運行及び効率的な運用調整を行うため、災害対策本部統括司令室統合作成部部隊運用班内に航空運用調整班を設置する。</p> <p>【航空運用調整班の構成機関(抜粋)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上自衛隊第14旅団第14飛行隊 ・海上自衛隊徳島教育航空群 ・海上保安庁第五管区徳島海上保安部 ・徳島市消防局警防課 ・徳島県警察本部 ・徳島県危機管理部 <p>※災害規模に応じ、拡大・縮小</p>
主な事項	<p>ア 災害対策本部、消防応援活動調整本部、DMAT調整本部及び関係機関との連絡調整</p> <p>イ 派遣要請の受付及び参画機関への任務の分担調整・出動要請</p> <p>ウ 参画ヘリコプターの活動状況の把握及び調整ヘリコプターの活動記録の作成</p> <p>エ ヘリコプターの活動基盤に関する調整</p> <p>オ ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供</p> <p>カ ヘリコプターの安全運航対策に関する調整</p> <p>キ その他必要な業務</p>	<p>ア 災害状況の把握及び出動ヘリの調整</p> <p>イ 安全運航に関する調整</p> <p>ウ 参集場所(空港、場外離着陸場)及び活動拠点等の調整</p> <p>エ 燃料補給体制の調整</p> <p>オ 場外離着陸場及び活動拠点等での地上支援活動の調整</p> <p>カ その他必要な事項</p>
ヘリ等の運用	<p>ヘリコプターの運用調整に当たっては、航空運用調整班において参画機関の調整、ヘリコプターの運用を一元的に調整する。この際、気象状況、災害の状況、各参画機関及び保有航空機の特長、運用ニーズ等の内容を考慮し、効率的かつ安全な運用を行えるよう留意する。発災初期は被災状況把握、以降は人命救助を重視する。</p>	<p>被害状況を踏まえ、優先すべき事案から割振りを行い、要請が集中する場合には、参画機関と協議の上、担当する区域分け又は任務割、時間割等の調整を行う。特に、情報収集及び人命救助、医療搬送を重視する。受援時は、多数のヘリ等が、安全かつ効率的に活動できるよう、発災後、直ちに、ヘリベース(運用に関する調整や安全管理、機体調整等を行う拠点)及びフォワードベース(被災地近傍で燃料や装備、物資等の補給拠点となる前線拠点)等を設置し、受援体制を整える。</p>